

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

改正案に賛成する御意見のほか、

- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「犯給法施行規則」という。）第9条（改正案による改正後は第10条。以下同じ。）は、根拠である犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第6条第3号による委任の対象を具体化しておらず、また、同号の趣旨は、犯給法施行規則第2条から第8条までの規定により網羅して具体化されているため、犯給法施行規則第9条は削除すべきである。また、同様に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下「国外弔慰金法施行規則」という。）第5条も削除すべきである。

といった御意見がありました。

犯罪被害給付制度は、いわゆる通り魔殺人等の人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により不慮の重大な被害を受けた犯罪被害者等に対して、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）を支給し、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるように支援するものであるところ、法第6条は、本制度の趣旨及び性格から、給付金の全部又は一部を支給しないこととすることができる場合を典型的に定めるとともに、その具体的基準を国家公安委員会規則に委任しています。

犯給法施行規則では、第2条から第7条までにおいて、給付金の不支給又は減額となる事由を定めていますが、犯罪被害及びこれに至るまでの過程における犯罪被害者等と加害者の関わり等には様々なものがあることから、これらの事由そのものではないものの、これらに準ずるような事由がある場合にも同様に不支給又は減額とするという規定を第9条に設けています。これは、個々の事案について、その実態に即した適切な裁定が行われるようにするために必要な規定です。また、国外弔慰金法施行規則第5条についても同様です。

このため、原案のとおりとさせていただき、引き続き適切な運用を図ってまいります。

なお、今回の改正案に直接関係する御意見ではありませんが、

- 犯給法施行規則第7条の適用範囲を縮小して運用すべきである。といった御意見がありました。

犯給法施行規則第7条については、「犯罪被害給付制度事務処理要領」

（「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（通達）」（平成30年3月30日付け警察庁丙給厚発第13号）別添）において、その解釈運用に係る基準を示しているところ、引き続き、都道府県警察において法令に則した適切な運用がされるよう必要な指導を行ってまいります。